

衆議院法務委員会ニュース

【第 198 回国会】平成 31 年 3 月 26 日（火）、第 6 回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・山下法務大臣、門山法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）初鹿明博君（立憲）、松平浩一君（立憲）、松田功君（立憲）、山尾志桜里君（立憲）、藤野保史君（共産）、浜地雅一君（公明）、門博文君（自民）、石原宏高君（自民）、階猛君（国民）、串田誠一君（維新）、井出庸生君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

初鹿明博君（立憲）

（1） 民法の懲戒権

ア 民法第 822 条の懲戒権には場合によっては体罰も含むとの過去の法務省民事局長の答弁を撤回し、体罰は一切含まないことを明確にすることについての法務大臣の見解

イ 今国会に提出された児童福祉法等改正案の附則で規定される民法第 822 条の規定の在り方の検討には、同条の削除も含むことの確認

（2） 東京入国管理局における被收容者への対応

ア 3 月 12 日に体調不良を訴えたクルド人の被收容者の家族が呼んだ救急車による搬送を拒んだ東京入国管理局の対応が適切であったか否かについての法務大臣の見解

イ 上記事案について、同日夜に勤務していた医療従事者は看護師ではなく准看護師であったことの確認

ウ 被收容者の給食からみそ汁としょうゆをなくしたことの妥当性

エ みそ汁の代わりにお茶を出す変更は給食の質の低下であるとの指摘に対する法務大臣の見解

オ 東日本入国管理センターに比べ売店で購入できる物品数が少なく、差し入れも制限されている状況を改善する必要性

カ 被收容者が医療機関を受診する場合に装着する腰ひもを周りから見えないように改善する必要性

キ 東京入国管理局において長期間收容されている被收容者が増加していることを踏まえ、難民申請中の收容者にも特定技能の受験資格を認めて欲しいとの要望に対する法務大臣の見解

松平浩一君（立憲）

兵庫県警の無限アラート事件

ア 警察庁で把握している事実関係の確認

イ 本件のような実害のないいたずらを摘発したことについてのネット上の批判に対する警察庁の見解

ウ 不正指令電磁的記録に関する罪に係る兵庫県警察への情報公開請求について、警察庁が把握している事実及び情報公開請求がされるに至った背景

エ 法務省におけるコンピューターウイルスの定義の有無

オ 不正指令電磁的記録に関する罪についての構成要件が不明確であることが、本件のような単なるいたずらを摘発してしまう原因であるとの指摘に対する法務大臣の見解

カ 警察におけるサイバー犯罪への知見向上のための取組の内容

松田功君（立憲）

（1） 部落差別解消推進法に基づく部落差別の実態に係る調査

- ア 同調査の進捗状況
- イ 地方公共団体が把握する差別事例の調査結果の分析方法
- ウ 一般国民に対する意識調査のサンプル数、調査方法及び実施時期
- (2) インターネット上の部落差別
 - ア インターネット上の同和地区を特定する情報の書き込みへの人権擁護機関の対応
 - イ インターネット上の同和地区を特定する情報の書き込みに対する法務省の対応の見直しの経緯
 - ウ インターネット上のものを含めた部落差別に関する人権侵害事件の処理件数及び救済措置別件数
 - エ インターネット上の部落差別に対するインターネットプロバイダへの協力要請及び指導についての総務省の取組
 - オ 電気通信事業協会、テレコムサービス協会、インターネットプロバイダー協会及び日本テレビ連盟に所属していない事業者に対する総務省の取組
 - カ 部落差別解消に向けた地方公共団体の人権関係部署との連携
- (3) 選挙運動等の機会に行われる差別発言への対応に関する 3 月 12 日の法務省の通知の趣旨及び経緯並びに人権侵害が認められる場合の候補者への対応

山尾志桜里君（立憲）

平成 30 年に公表された法務省作成の「失踪技能実習生の現状」

- ア 技能実習生の失踪理由が契約賃金以下や最低賃金以下の賃金である場合、特定技能基準省令の受入れ機関の責めに帰すべき事由による行方不明者となるか否かについての法務大臣の見解
- イ 失踪の原因において、契約賃金以下や最低賃金以下の賃金を理由とした技能実習生の失踪は受入れ側の不適正な取扱いに含まれていることの確認
- ウ 契約賃金以下や最低賃金以下の賃金を理由とした技能実習生の失踪は受入れ側の不適正な取扱いによるものであることが不明確な表現を改める必要性
- エ 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームにおいて、契約賃金以下や最低賃金以下の賃金を理由とした技能実習生の失踪は受入れ側の不適正な取扱いによるものであることをより明確に表現することを検討したか否かについての法務大臣政務官の見解
- オ より誤解を招かない表現ぶりをプロジェクトチームで検討するとした平成 30 年 11 月 21 日の法務委員会における法務大臣答弁に沿った検討が行われていないとの疑念に対する法務大臣政務官の見解
- カ 契約賃金以下や最低賃金以下の賃金を理由とした技能実習生の失踪は受入れ側の不適正な取扱いによるものであることが不明確な表現を改めなくてもよいとする理由
- キ 失踪の原因の表現を訂正する必要性についての法務大臣政務官の見解
- ク 失踪の原因の表現を訂正する必要性についての法務大臣の見解

藤野保史君（共産）

- (1) 技能実習制度の柔軟化
 - ア 厚生労働省の「技能実習の職種のあり方に関する検討チーム」設置の経緯
 - イ 3 月 19 日の同検討チーム第 1 回会合で意見を聴取した団体及びその意見の内容
 - ウ 同検討チームの結論の時期及び意見聴取の対象団体並びに技能実習生からの意見聴取の予定の有無
 - エ 技能実習の不正の疑いが報じられた日立製作所笠戸事業所に対する法務省の調査状況
 - オ 技能実習生が行える作業を柔軟化することで企業による技能実習制度の悪用が広がるとの懸念に対する法務大臣の見解
 - カ 既に悪用が行われている現状で技能実習生が行える作業を広げてしまえば、企業による技能実習

制度の悪用が更に広がるとの懸念に対する法務大臣の見解

- キ 関連業務が認められる特定技能外国人と同様に働けるように技能実習生の関連業務に関する制約を解消するために4月末までに検討を終わらせようとしているとの疑念に対する法務大臣の見解
- (2) 退去強制手続における入国者の収容
 - ア 現行の退去強制手続が全件収容主義と呼ばれる理由
 - イ 昭和44年内閣提出の出入国管理法案において、逃亡のおそれがなく、かつ、収容を猶予すべき事情があると認める者については収容令書を発付しないことができるとしていた趣旨
 - ウ 昭和48年内閣提出の出入国法案において、退去強制事由に明らかに該当すると認められる場合で、かつ、その者が逃亡し、又は逃亡すると疑うに足る相当の理由があるときは、収容令書を発付して、当該容疑者を収容できるとしていた趣旨
 - エ 在留外国人の人権尊重の観点から退去強制手続における全件収容主義を見直す必要性についての法務大臣の見解
 - オ 過去において全件収容主義の見直しを内容とする法案が提出された経緯を踏まえ、全件収容主義を改める立法を行う必要性についての法務大臣の見解

浜地雅一君（公明）

- (1) 2020年4月に施行される改正民法（債権法）と賃貸借契約の保証契約
 - ア 改正民法において、賃貸借契約に基づく賃借人の債務を主たる債務とする保証契約で極度額を定めなければならないとしている場合
 - イ 現行の賃貸借契約が改正民法の施行日以降に法定更新される場合、当該賃貸借契約の保証契約への新旧規定の適用関係
 - ウ 現行の賃貸借契約が改正民法の施行日以降に合意により更新される場合、当該賃貸借契約の保証契約への新旧規定の適用関係
 - エ 改正民法の施行日前の契約において、賃貸借契約が自動更新された場合には保証契約も自動更新され保証人は異議を述べないという契約により更新される場合、当該保証契約への新旧規定の適用関係
- (2) 経営者保証ガイドライン
 - ア 政府系金融機関における経営者保証ガイドラインの活用実績及び今後の取組推進に向けた課題
 - イ 民間金融機関における経営者保証ガイドラインの活用状況及び今後の取組推進に向けた課題

門博文君（自民）

- (1) 裁判官が裁判所法の禁じる「積極的政治活動」に抵触する可能性のある言動を行っているとの報道についての最高裁判所当局の事実関係の把握状況
- (2) インターネット上の部落差別
 - ア インターネット上の同和地区を特定する情報の書き込みについての法務省の把握状況、相談件数、削除要請件数及び実際に削除された件数
 - イ インターネット上の部落差別があった場合の削除要請の具体的手順及びインターネット上の部落差別への法務省の新たな対応方針の内容
 - ウ 人権擁護業務に携わる法務局職員の専門性確保のための取組状況と今後の課題

石原宏高君（自民）

- (1) 特定技能制度
 - ア 介護、宿泊、外食の3分野には他の分野とは異なり技能実習2号修了者がいないため、本年4月、

特定技能1号の試験が最初に実施されることの確認

- イ 本年4月に実施される試験の合格者が実際に特定技能1号の在留資格で働き始める時期及び在留資格の申請に対する審査の標準処理期間
- ウ 登録支援機関の登録の申請の受付開始が4月1日で1号特定技能外国人の稼働開始に間に合うのかどうかの確認
- エ フィリピンで本年4月に実施される介護技能評価試験と介護日本語評価試験の応募状況並びにこれらの試験の実施主体の信頼性及び同試験の実施方法として採用されたコンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式の不正防止機能についての厚生労働省の見解
- オ 宿泊業技能測定試験の実施主体である一般社団法人宿泊業技能試験センターの概要及び同試験の応募状況
- カ 外食業技能測定試験の実施主体である一般社団法人外国人食品産業技能評価機構の概要及び現在の受験者の定員で外食業の1号特定技能外国人の初年度の受入れ見込数を充足できると考えているのかの確認

階猛君（国民）

（1） 民事執行法等改正案

- ア 本年5月に改元があるにもかかわらず、本法案の附則第3条第2項において、本法案の法律番号を「平成三十一年法律第 号」と記載している理由
- イ 本法案が改元後に公布された場合の上記法律番号部分の訂正の要否
- ウ 改元前に公布できるか不明である現状において、上記法律番号のうち「平成三十一年」部分についても空白としていない理由
- エ 同項の「平成三十一年改正法」という法律の略称を現段階で訂正する必要性
- オ エの略称の訂正の必要性についての法務大臣の見解
- カ 改元前に公布できない場合の法律番号及び法律の略称の取扱いを内閣で方針を決めておくべきという意見に対する法務大臣の見解
- キ 改元前に公布できない場合に法律番号と法律の引用文言の不一致が生じないように予めその取扱いを内閣で検討しておく必要性

（2） 東京家庭裁判所において離婚調停中の夫が妻を刺殺した事件

- ア 全国と東京地方裁判所・家庭裁判所分のそれぞれについて、平成21年度から平成30年度までに削減した裁判所の技能労務職員のうち警備業務に従事する者の人数及び削減分を補うための外部委託に係る予算額の推移
- イ 本件における裁判所としての警備面での反省点
- ウ 裁判所の敷地内で起きた本件事件について、警備の責任を果たせなかった裁判所の責任
- エ 本件当時に裁判所入口の警備員が外部委託であったか否かの把握状況

（3） 特定技能制度

- ア 特定技能外国人の大都市圏への過度の集中防止に関する対応策の具体的内容
- イ 転職に伴う在留資格変更に関して厳格な審査をしたとしても、本人の自発的な転職による大都市圏への流出は防止できないことの確認
- ウ 制度上、介護報酬は都市部が高く設定されているため、介護分野は他業種よりも大都市圏への集中が起きるとの懸念に対する厚生労働省の見解
- エ 介護分野の特定技能協議会の具体的な運営方法
- オ 特定技能制度は4月1日から始まるにもかかわらず、現段階で介護分野の特定技能協議会の在り方や運営方針が決まっていないことの問題性
- カ 特定技能外国人の受入れ数について、法務省が分野別特定技能協議会のニーズを踏まえ、地方や受入れ機関ごとに受入れ枠を決める方法が大都市圏への過度の集中を防止する実効的な方法ではな

- いかとの意見に対する法務大臣の見解
- キ 分野別運用方針における5年間の受入れ見込数が地方の人手不足を加味したものであるならば、地方ごとの受入れ枠を決められるとの意見に対する法務大臣の見解
 - ク 地方公共団体による多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置状況
 - ケ 岩手県におけるワンストップセンターの設置予定場所
 - コ 現段階で各都道府県におけるワンストップセンターの設置予定場所を把握していない法務省の問題性

串田誠一君（維新）

- (1) 欧米諸国から批判されている日本の親による子の連れ去り問題が北朝鮮拉致問題に与えるマイナスの影響についての法務大臣の見解
- (2) 窃盗罪
 - ア 窃盗罪が処罰される理由
 - イ 窃盗について国家が刑罰権を科している理由
 - ウ 窃盗の被害者が盗まれた物を犯人から自分で取り返す行為の犯罪該当性
 - エ ウのような自救行為が禁止されるのは、窃盗罪という規定に従った処理が予定されているためという趣旨か否かの確認
 - オ 窃盗罪を処罰していない国の存否
- (3) 親による子の連れ去り
 - ア 親による子の連れ去りについて未成年者拐取罪の成立の有無
 - イ 日本では親による子の連れ去りを処罰していないにもかかわらず、連れ去られた者が自力で子を連れ戻した場合に未成年者拐取罪で処罰される不合理についての法務大臣の見解
 - ウ 外国で窃盗の被害に遭った日本人がとるべき対応
 - エ 親による子の連れ去りを窃盗と同様に犯罪化することについての法務大臣の見解

井出庸生君（社保）

- (1) 裁判記録の保管
 - ア 刑事裁判記録の国立公文書館への移管並びに刑事参考記録のリストの作成及びその開示についての法務大臣の見解
 - イ 上記移管に関するガイドラインの作成についての法務大臣の見解
 - ウ 特別保存した民事裁判記録の全容を把握する必要性についての最高裁判所当局の見解
- (2) 性犯罪被害
 - ア 平成29年度の内閣府の男女間における暴力に関する調査によれば、無理やりに性交等をされた被害経験のある女性は7.8%であり、これに基づき試算すると年間6万人から7万人の女性が異性から無理やりに性交等をされたことになることについての法務大臣の見解
 - イ 性犯罪被害の暗数調査を中心とした実態把握を行うための調査実施についての法務大臣の見解

3 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）

- ・山下法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。